

アダム・スミスの「ものごとの自然的順序」と「資本の用途」について

著者	屋嘉 宗彦
出版者	法政大学経済学部学会
雑誌名	経済志林
巻	79
号	1
ページ	223-252
発行年	2011-03-30
URL	http://doi.org/10.15002/00007655

アダム・スミスの「ものごとの自然的順序」と「資本の用途」について

屋 嘉 宗 彦

アダム・スミスの経済学体系をどう理解するかについて、近年、スミスの道徳哲学体系との関わりで議論がすすんできた。しかしその成果は、われわれがスミス経済学の構造を理解する上で、十分な知見を提供したとは言い難い。本小論では、スミスの資本蓄積論の特徴をなす資本投下の自然的順序論を支える主体的動機がいかなるものかを中心に、この論点についてユニークな業績を残した田島慶吾の議論を検討することを通じて筆者の見解を提示する。

『諸国民の富』で展開されるスミスの経済学体系が、彼の『道徳的諸感情の理論』における諸個人の行動の原理に裏付けられていることは広く認められているとあってよい。しかし、それがどのような意味での裏付けなのか、すなわち諸個人の行動原理と経済学がどのように関連しているのかということに関しては、いまだ解釈の余地を残していると思われる。一般的には、近代的諸個人が同感能力を基礎として、正義の法という社会を支える大黒柱を自律的に生み、自由に私益を追求しながらも社会の秩序と発展を可能にする、というのが『道徳的諸感情の理論』と『諸国民の富』を貫く論理であると考えられている。商業社会あるいは分業社会は、巧妙な政治家の手や政府の立法をまたなくても、正義の法を遵守する自由な諸個人の利己的活動によって発展していくとされる。この解釈では、自由な経済

活動すなわち競争の自由を制限しないということと、財産の安全すなわち正義の法の遵守さえ保証されれば、経済はおのずと発展するものと捉えられる。

しかし、近年、スミスが晩年におこなった『道徳的諸感情の理論』第六版の改訂を手がかりにしてスミスの道徳哲学と経済学の関連を再解釈しようという試みが進行している。それは、スミスが問題にした「道徳感情の腐敗」論と関わっている。すなわち、商業社会の発展にともなって個々人の徳（個人と社会とを調和させる行動原理としておこう）が腐敗し、それを克服するためには、新たな徳性の構築やその延長としての立法者の役割をかんがえなければならないのであり、この観点からスミスの道徳哲学体系と経済学体系を見直そうとするものである。

本小論では、近年のそうした試みのひとつである田島慶吾の議論ⁱを手がかりにしてこの問題を考えてみたいと思うⁱⁱ。

①

田島慶吾は、スミスの道徳哲学体系を、第一部門として自然神学、第二部門は倫理学、第三部門が自然法学の第一分野である正義論、最後の第四部門が自然法学の第二分野としての治世論ととらえる。『道徳的諸感情の理論』は、「市民社会倫理の同感理論による道徳感情論的裏付けを意図した」倫理学であり、『諸国民の富』は、主として自然法学の第二分野である治世論、「つまり、国家と人民の富裕化論を対象としたもの」であるが、その第五編に主権者の義務論として、正義、国家収入、軍備に関する考察を含み、自然法学全体を包括するものとなる。（田島、9ページ）。

田島は、スミス道徳哲学体系における政治経済学の位置について、冒頭に挙げたような通説的解釈を「経済学の生誕派」と名付け、それは結局、交換的正義（等価交換）さえ守られていれば、市場関係が社会的富裕化を実現すると考えることで、外的な権威・権力を排除した（脱政治化した）市場関係を中心とする「経済的自由の体系」すなわち経済学の自立化を主

張するものだと考える。

「経済学の生誕派」に対立して、経済学を道徳哲学の制度的一分野としてとらえ、人間的徳や善が実現されるための諸制度を考察するものと考えるのが「シヴィック・ヒューマニズム論」もしくは「立法者の科学」論である。シヴィック・ヒューマニズム論は、経済の発展（商業活動）が奢侈を生み、それは公共的徳性・政治的徳性の腐敗と共同体の解体をもたらすものと考えられる。この徳性の腐敗、共同体の崩壊に対処するために、シヴィック・ヒューマニズム派は、公共精神、武勇の徳、立法者、政治家等の観念を強調する。

以上のような、「経済学の生誕派」、「シヴィック・ヒューマニズム」派を批判して、田島が主張するのは、スミス経済学の「制度主義的解釈」である。その立場から、シヴィック・ヒューマニズム論に対しては、それが、土地所有にもとづく自足的家政経済（オイコス）を単位とした政治共同体という、スミスが否定したオイコス経済に立脚している点を批判し、「経済学の生誕」派に対しては、それが、「利己心を制御するのに正義の法という制度だけで十分である」と考えている点を問題視する。

スミス経済学の「制度主義的解釈」では、利己心の制御のためには、正義の法だけでなく宗教、慣習、道徳、教育の社会制度が不可欠であり、これら制度的諸構造によって個人の利己心が広い社会の利害と調和させられる、と考える。田島は、スミスがその倫理学における「徳」論をマナーズ論として、すなわち「商業社会に生きる個人の『生活態度（manners）』論、『国民精神』論」（田島、21ページ）として展開したとし、次のように道徳哲学と経済学を関連づける。

第一に、「マナーズは…、正義の法を順守する……諸個人の行為の動機からのみ成り立っているわけではない。市場経済に適合的な、優れて経済的な志向をもった生活態度（manners）全体を指す」（田島、22ページ）ものである。第二に、スミス経済学の核心は資本投下の自然的順序論にあるが、それは、このマナーズを前提とすることによってはじめて説明され得るも

のである。つまり、スミスの道徳哲学体系と経済学は、正義の法のみで結ばれているのではなく、より広い「生活態度」「国民精神」と関連付けられ、その結果、特定の経済構造に帰結するものとして把握されるのだとされる。

田島によれば、「経済学の生誕派」は、『諸国民の富』の主題を、正義論（交換的正義）→分業論と自然価格論→配分的正義の実現に」すなわち「第一篇第七章『自然価格と市場価格について』」を中心に捉えるものである。「しかしながら、公平な観察者の同感に基づく正義（交換的正義）→自由競争市場→自然価格という一連の志向は、容易に一般均衡論的・パレート最適論的理解に転化する」（田島、23ページ）のであり、それはスミス経済学の核心を捉えたものではないというのが田島の問題意識である。

②

『諸国民の富』の理論的核心を田島は次のように捉える。

『諸国民の富』第四編第九章にある「自然的自由の体系」についてのスミスの文言は、「だれでも、正義の法を犯さない限り、自分自身のやりかたで自分の利益を追求し、自分の勤労と資本を他のどの人またはどの階層の人々の勤労および資本と競争させようと、完全な自由にゆだねられる」（『諸国民の富』、水田・杉山訳、岩波文庫第三分冊、339ページ。以下、『諸国民の富』からの引用は、本訳書の分冊名とページ数のみを本文中に記す）として資本の自由投下論を展開しているようであるが、しかし、『諸国民の富』の論理構造は二段階論であって、第一段階は分配論（分業＝交換論、分配論、自然価格論）であり、第二は資本蓄積論、或いは、資本投下の階層性に基づく有用労働の雇用論である。第二の資本投下の階層性論は第一の分業＝交換論を前提としているが、これには還元できない論理を含んでいる。この資本投下の階層性論こそ、『諸国民の富』の真の主題であり、しかも、（第一段階の分業論の前提となる一引用者）正義の徳からはこのような資本投下の階層性の論理は生じてこない…。…投資が利潤率の動向を

唯一の投資要因とするのであれば、農業→製造業→外国貿易の順で資本は投下されるべし、というスミスの結論はでてこない。スミスの資本投下の自然的順序の論理を支える主体的要因は正義を前提しつつも、それには還元できない別の次元をもっている」（田島，25ページ）ということになる。

田島は、資本投下の階層性を支える根拠として、スミスが二つの要因を挙げていると指摘する。一つは利潤率と雇用労働量であり、他の一つは人間の自然的性向である。後者「人間の自然的性向」とは、「利潤率が等しいばあい、たいていの人々は自分たちの資本を製造業または外国貿易に使用するよりも、むしろ土地の改良や耕作に使用する方を選ぶであろう」（『諸国民の富』第三篇，岩波文庫，第二分冊，185ページ）というスミスの文言である。田島は、この「商業，貿易よりも生産に傾斜した『人間の自然的性向』をスミスは『慎慮の徳』として把握した。……具体的に言えば、『勤勉と節約』を中心とする『慎慮の徳』である」（田島，27ページ）と整理しなおす。そして、資本投下の階層性を支える主体的根拠をここに求める。さらに、この人間の自然的性向にくわえて、マナーズすなわち、「国内への資本投下に傾斜した、…国民経済形成（資本投下の自然的順序）に適合的な生活態度」「行為のシステム」（田島，27ページ）を資本投下の階層性のより具体的な根拠として挙げる。

③

以上のような田島の見解が示唆するものは多いが、本小論では、(1) スミスの経済学体系の核心を分業論におくのか資本投下論におくのか、(2) それに関連して、分業を正義の徳に、資本投下論を慎慮の徳に関連させるという図式でスミス経済学を捉えることの是非、(3) 仮に資本投下論にスミス経済学の核心を求めるとして、資本投下の階層性を支えているのは、最終的に人々の生活態度もしくは国民精神すなわちマナーズであるのかどうか、といった点を検討したいと思う。以下では、まず、『諸国民の富』第二篇第五章から第三篇，第四編にかけてのスミスの議論のうち、資本投下

の自然的順序にかかわる論理展開を筆者の理解によって提示し、そののち、田島の議論の問題点に触れることとする。

④

『諸国民の富』第三篇、第四編の検討に入る前に、簡単に第一篇、第二篇の構成についても、田島の議論の検討にかかわる限りで整理しておこう。

『諸国民の富』の第一編第一章から第三章で、スミスは、分業による生産力の発展を論じ、第四章以降では、分業社会において人々の経済行動を左右するもっとも重要な要因である価格について論じている。価格決定論はスミスのばあい、同時に賃金・利潤・地代という所得の決定でもあるが、それは静態的な所得分配というより、全体としては経済発展が各生産要素の価格にどのように作用するかという動態的分配論になっている。例えば賃金に関しては、資本蓄積のない静態的状态では、親方（雇用者）と職人たち（被雇用者）との力関係は数の少ない親方たちに有利であり、したがって賃金は生存費と言う最低限の水準になるが、資本蓄積が進行する場合は、労働需要が増大し親方たちの結束が乱れるため、賃金をめぐる交渉は労働者たちに有利となり、こうして賃金は最低限をはなれて上昇するものとされる。利潤については、その絶対的水準の解明を放棄したスミスは、利子率をてがかりにして、利潤率が蓄積の進行にともなって、長期的には低下していくことを指摘する。地代論になると、価格の原因としての地代という、価格論の当初の問題設定を放棄して、農産物価格の決定の後に地代が決定されるという循環論法におちいるが、長期的には地代が上昇することを指摘する。以上のような第一篇の内容からすると、それは単純に自然価格決定論、あるいは一般均衡論的な均衡価格決定論ということとどまらないことが留意されなければならない。

第二編では、資本とは何か（資本の分類）、それはいかに形成（蓄積）されるか、またその用途はどのようなものであるか、が論じられる。第二篇第五章「資本のさまざまな使用について」では、資本の用途論が展開され

る。この第二編第五章と次の第三編第一章の議論は、それにつづく第三編第二章以下で封建制下のヨーロッパ諸国の経済発展の歪みを検出し、さらに第四編で重商主義政策の問題点を明らかにし批判するための基準を提示するものである。第三編、四編の議論をとおして、スミスは、封建制や重商主義を批判するとともにその対極にある「自然的自由の体系」を逆写しに明らかにしている。

⑤

さてそこで、第三篇、第四編を貫く「資本投下の自然的順序」の論理について検討しよう。この問題を考える場合、第二編の資本の用途にかかわる議論と、第三編第一章の資本投下の順序にかんする議論を正確に理解することが必要であると思われる。

第二編第五章の資本の用途にかかわるスミスの議論に関しては、従来から多くの批判がある。スミスは、資本使用の四つの方法あるいは資本の投下部門として、(1) 農業を中心とする「原生産物」の「入手」をおこなう部門（粗生産物の調達）、(2) 原生産物の「加工」をおこなう製造業、(3) 卸売り運送業、(4) 小売商業、の四つを挙げ、さらに卸売業を国内商業と外国貿易に分けている。

スミスは、これら四部門のそれぞれが「他の三つの方法の存在または拡大のために」、また「社会の全般的な便宜のために」どのような意義を有するかを描き出す。それは、「資本が原生産物のある程度豊富に供給することに使用されないかぎり、どんな種類の製造業も商業も存在しえないだろう。」また、「資本が原生産物のうちで、利用と消費に適合させられるまでに多くの調整を必要とする部分を加工することに使用されないかぎり、そういう部分にたいしては需要がありえないだろうから、それはけっして生産されないだろう」（『諸国民の富』第二篇、岩波文庫、第二分冊、158ページ）、というものである。

そのあとスミスは、同一量の資本を投じた場合、最も多くの雇用をもた

らし、したがって最も多くの付加生産物価値をもたらすのは (1) の農業であり、以下 (2), (3), (4) の順序で雇用量したがって生産される価値量が少なくなるとしている。(生産にかかわる (1) (2) と主に流通にかかわる (3) (4) の間には、本来、価値生産に関して本質的な差異があるが、ここではその問題には立ち入らないⁱⁱⁱ⁾。

最後に、この第二篇第五章でスミスは、次のように利潤が資本投下の動機であり、資本が活動させる生産的労働の量や年々の生産物に加える価値など、マクロの効果は考慮されないことを指摘している。「自分自身の私的な利潤についての配慮こそ、ある資本の所有者がその資本を、農業に使用するか、製造業に使用するか、それとも卸売業または小売業のどれか特定部門に使用するかを決定する唯一の動機である。資本がそれらのさまざまな方法のどれに使用されるか応じて、資本が活動させる生産的労働の量はことなり、その社会の土地と労働の年々の生産物に加える価値もことなるが、そのことはけっして彼の考慮にははいてこない」(同上、180-181ページ)。

以上のスミスの議論については次のような点が疑問点として挙げられる。

まず、同一資本量による雇用量したがって価値の生産に関して、農業と製造業との間に差異があるかどうかという従来から疑問とされてきた問題がある。スミスは、農業が、同一量の資本で製造業よりも多くの生産的労働者の雇用をおこない、したがってより多くの付加価値を生産するということを主張しながら、その根拠を十分に指摘せず、農業が役畜その他の自然力を無償で使役し、賃金、利潤のみならず地代という価値を生んでいるということを指摘するにとどまっている。自然力と生産的労働者を同一視するのは誤りであり、それを差し引くと、主張の有効な根拠を提示していない^{iv)}。

第二に問題となるのは、スミスが、この第二編第五章で、資本投下に際して個々人が考慮するのは「自分自身の私的な利潤についての配慮」であり、それだけが「唯一の動機」であるとしている点である。しかもスミス

は同時に、農業への資本投下が優先されることを次のように説いている。「農業がすべての事業の中でもっとも有利で、農業と土地改良がすばらしい財産への最短の道である国では、個人の資本は、自然に社会全体とともっとも有利なしかたで使用されるだろう」（『諸国民の富』、同上、181ページ）。この、「すべての事業の中でもっとも有利」という文言を、“利潤率が高ければ”と解釈すれば、資本投下の自然的順序は利潤率の不均等が存在するために実現されるということになる。しかし、スミスは第二編第五章で、利潤率の高低と資本投下の順序について具体的に論じてはいない。

つづく第三編第一章「富裕の自然的進歩について」で「資本投下の自然的順序」論じられているが、そこでは、資本の用途ごとの価値生産の差異という議論も、資本投下部面選択の「唯一の動機」としての利潤という議論もまったく登場せず、「ものごとの順序」といういわば自然法則的な論理から農業→製造業という資本投下の順序が説かれるのである。

第三編第一章では、利潤率が高いか低いかを基準として資本投下が決まるという第二編第五章の論理に代えて、「利潤率が等しいかほぼ等しいばあいには」という条件のもとで、資本投下の自然的順序が説明される。従来、第二編第五章における資本の雇用効果の差異もしくは価値生産量の差異の問題、および利潤動機に導かれて資本投下がおこなわれるという論理と、第三編第一章における利潤率均等のもとでの資本投下の順序という論理が明確に区別されずに論じられてきた^v。しかし、この二つを区別して議論することによって、スミスの意図を明らかにできるのではないかと思う。

⑥

スミスは、第二編第五章において、四つの資本投下分野における雇用効果・価値生産効果の差異を述べているが、しかし、そこでただちに資本投下の順序について主張することはせず、ただ、「農業がすべての事業の中でもっとも有利ならば」という仮定のもとで、「個人の資本は、自然に社会全体とともっとも有利なしかたで使用されるだろう」ということを述べ

るにとどまっている。

資本投下は資本家（「資本の所有者」）個人の決意にかかわるものであり、資本の雇用効果＝価値生産効果といった客観的・社会的な事情では決定できない。先に引用したようにスミスもこの点を認めて、個々人が資本投下を決定する唯一の要因として利潤率をあげているのである。しかし第二編第五章では、資本投下分野のそれぞれの利潤率について議論し、農業の利潤率が他に比べて高いということを論証した上で、投下の自然的順序を決定するということはしていない。しかも第三篇では、利潤率均等のもとで資本投下について論じている。資本投下と利潤率についてのスミスの議論の真意は何であろうか。

第二篇第五章の末尾で、スミスは、先の利潤率が個々の投資を決定するという議論の後、第四編の重商主義批判に関連させて次のように述べている。すなわち、「ヨーロッパのすべての大国では、多くの良好な土地がいまなお未耕作のままであり……農業は、ほとんどどこでも、……はるかに大きな資本を吸収する余地がある」のに、ある事情が「都市で営まれる事業に、いなかで営まれる事業にまさるきわめて大きな利益を与え」たため、それが「私人たちに自分の資本を……もっとも遠隔な中継貿易に使用するほうが、……肥沃な畑の改良と耕作に使用するよりも、自分たちの利益になるとしばしば考えるようにさせた」（同上、181－182ページ）。その事情を明らかにすることが第三編、四編の課題とされる。

このように第二編第五章でスミスは、現実には農業に資本が投下されていないということ、そしてその原因は、都市の事業が大きな利益をえていることにあることを指摘している。つまり、スミスが第二篇第五章で利潤率が投資を決定する唯一の動機であるというとき念頭に置いているのは、資本投下の自然的順序を導き出すための論理として農業利潤率が高いということを主張するためではなく、第四編でみるように、重商主義政策が都市の商工業に高い利潤率を保証し、それが農業への投資を妨げ資本投下の自然的順序の実現を妨げていることを指摘するためなのである。都市の事

業の利益を高めている特定の事情（重商主義政策）が取り去られたとき、農業利潤率が製造業の利潤率よりも高くなり、したがって農業への資本投下がまず起こるのであるというようなことは主張されていない。第二編第五章の議論からする限り、スミスは、利潤率を指標として農業→製造業といった資本投下の自然的順序を説かざるをえないような課題設定をしているように見えるが、実のところ利潤率問題は重商主義批判の布石として提示されただけで、「資本投下の自然的順序」は、「利潤率が等しいかほぼ等しいばあい」、すなわち平均利潤率の成立を前提とした状況下で、後に見るように、資本所有の安全性の差異から説かれるのである。従来、この点が明確でなかったため、資本投下の自然的順序論についての評価が分かれてきたのである。

一つの評価は、第二編第五章、第三編第一章を経済理論としては破綻していると見た上で、資本主義成立期の歴史をとらえる視点としての有効性のみを評価するというものである^{vi}。

第二の解釈としては、第二編第五章の主張、すなわち投資決定の唯一の動機が利潤率であるというスミスの主張を採用した上で、資本主義の初期段階ではまだ平均利潤が形成されず、土地が豊富に存在し地代も低いような国においては、農業利潤率が工業利潤率を上回るため、スミスの言うような資本投下の自然的順序が発生すると解することである^{vii}。

第三は、そしてこれが筆者の解釈であるが、平均利潤率がすでに成立した世界を前提とし、利潤率の高さでは、農業から工業へという特定の資本投下パターンを説明できないことを承認することである。そして、それを前提として、スミスが農業の発展を基礎とした製造業の発展、さらにその上での商業の発展を説くことの意味を考えるとというものである。その際、資本投下の自然的順序を、一方で、個別の資本所有者の動機に即して考えるとともに、他方で、農業の生み出す生活資料は製造業の製品である便益品や奢侈品に優先する、という再生産論的・素材的視点^{viii}をこれと統合して理解することが必要である。

筆者の解釈では、第二編第五章のスミスの議論は、ミクロの資本投下の論理に重点があるのではなく、各産業分野が商品経済の発展にとって有する構造的な意義を素描することに重点があると評価されなければならない。事実、スミスはそこでは資本投下の個別的動機としての利潤率を一般的に指摘するにとどまっており、資本投下分野の違いによって利潤率が異なるというような論理を展開してはいない。第二編第五章で展開される雇用効果＝価値産出効果の問題は、スミスにおける価値的視点と使用価値的の混同から生じた混乱だと思われる。すなわち、資本によって雇用される生産的労働は、一方で使用価値を生産し生産手段価値を生産物の中に移転すると共に、他方では、その抽象的人間労働の側面で、新たな価値を生産するのだが、スミスは生産的労働のこの二つの効果を十分に区分することができず、自然力や役畜の力も手伝って資本単位当たりにして素材的により多くの富を産出するとみなされる農業においては価値も多く生産されているはずだと考え、そこから農業における生産的労働は製造業における生産的労働よりも多くなければならぬとしたのである。すなわち、自然力のような使用価値形成にのみ寄与する要因と、新価値創造に寄与する生産的労働を同一とみなして、農業における価値生産力の優越を導き出すのである。スミスが農業を価値的にせよ使用価値的にせよ製造業よりも多くのものを生み出すと考えたのは、農業の余剰生産物を基礎として製造業が発展するという産業的連関にも起因するであろう。第二編第五章の冒頭部に出てくる資本の用途の説明でスミスはこう言っている。「資本が原生産物ある程度豊富に供給することに使用されないかぎり、どんな種類の製造業も商業も存在しえないだろう」(同上、158ページ)というのがそれである。F.ケネーと同様、農業のもつ再生産論的意義を強調することがスミスの第二編第五章の議論の真意であろう。そして、その点は第三篇第一章ではより明確になる。

⑦

第三編第一章では、各産業分野の価値生産量の比較はまったく登場せず、各産業の再生産論的・産業構造的な意義が、農業＝生活資料、製造業＝便宜品・奢侈品という形で対置されて論じられる。また、資本投下の動機に関しては「利潤」ではなく、「安全」が問題とされる。そして、利潤率均等という条件のもとで、より安全な、リスクの少ない順序にしたがって資本が投下されることが説かれている。スミスの「資本投下の自然的順序」論は、この第三編第一章の論理に裏付けられるものであって、利潤率に導かれるものではない。

まず、資本投下を左右する要因として利潤ではなく安全がとりあげられる点から考えていこう。

資本投下の自然的順序を、個別資本所有者の動機に即して考えるばあい、「利潤率が等しいかほぼ等しい」状況下では、資本所有の安全度あるいはリスクの高低という観点だけが問題になる。すなわち、スミスが第二編第五章と第三編第一章にわたって挙げている資本投下にかかわる要因のうち、生産的労働の雇用量や付加価値量、個別資本の回転速度、といった要因は、スミス自身が認めているように、資本投下の動機の説明からは除外されなければならない。また、各分野に投下された資本が運転させる国内資本数というのも、個別資本所有者の資本投下動機ではありえない。均等な利潤の成立を前提とすれば、利潤率の高低も説明要因から除外されなければならない。かつ、この均等な利潤を短期的なものと解釈することは不自然である。利潤率均等化法則の成立するような状況でも、短期的な利潤率は不均等であり、原理的にこれが均等化することはいえない。そうすると、ここで問題となる「利潤が等しい」状況というのは、長期的に平均利潤率が成立している状況をさし、資本投下の傾向も、長期的な趨勢をさすものと考えなければならないであろう。長期趨勢的に利潤率が均等である状況下では、農業が製造業より安全であるということだけが資本投下の順序についての有意な説明原理として残ることになる。

資本投下を考える際の利潤動機と安全動機は、資本所有者の利己心にもとづくものであり、本来、資本投下を左右する二大動機というべきものである。通常は、所有の安全を自明の前提として（スミスも第一編、第二編ではそれを前提としている）、その上で、資本の運動の短期的な指標として利潤率だけが取り出される。しかし実際には、資本投下に当たって、利潤率と安全性（リスク評価）は、いずれも問題とされるものである。元本が保障された資本投下は本来ありえないのであり、利潤の高低についての判断とともにリスクの判断が行われるのが通常である。ハイリスク・ハイリターン、ローリスク・ローリターンというような利潤の捉え方は、利潤率そのものがリスクと強く連動するケースである。リターンが均等なら、ハイリスク部面は避けられローリスク部面に投資が集中する。資本投下の自然的順序を論じる際、スミスは、安全への配慮と利潤への配慮を、「人間の自然的性向」にかかわらせて問題にしている。以下、少し長くなるがスミスの文章を引用しておこう。

「必然性が命じるものごとの順序は、どの個別の国でも、人間の自然的性向によって促進される。もし人間の諸制度がその自然的性向を妨げることがけっしてなかったならば、町は、どこでも、それがおかれている領土の改良と耕作が維持できる以上には、少なくともその全領土が完全に耕作され改良されるときまでは、増大しえなかつただろう。利潤が等しいか、ほぼ等しいばあいには、たいていの人は自分の資本を、製造業または外国貿易に使用するよりは、むしろ土地の改良と耕作に使用するほうを選ぶだろう。自分の資本を土地に使用する人は、貿易商人にくらべて、資本を自分で監視し左右することができ、彼の財産は偶発事故にさらされることがはるかに少ないが、貿易商人は財産を、しばしば風波にさらすばかりか、遠方諸国の性格も境遇も完全にはめったに知りえない人々に大きな信用をあたえることによって、人間の愚行や不正といういっそう不確実な要素にもさらさざるをえない。これに反して自分の土地の改良に固定されている地主の資本は、人間的事象の性質上ゆるされる限りの安全を保障されている

ように思われる」(同上, 185-186ページ。下線は引用者, 以下同様)

「資本の用途をさがすにあたっては、利潤が等しいか、あるいはほとんど等しければ、農業が製造業よりも好まれるのと同じ理由で、製造業が外国貿易よりも好まれる。地主または農業者の資本が製造業者の資本よりも安全であるように、製造業者の資本は、外国貿易商人の資本にくらべて、つねに彼の目と命令のとどくところにあるから、それだけいっそう安全である。」(同, 188ページ)

「したがってものごとの自然のなりゆきによれば、あらゆる発展しつつある国の資本の大半は、まず農業に、のちに製造業に、そしてすべての最後に外国貿易に向けられる。ものごとの順序はきわめて自然なものであって、それだから私は、多少とも領土をもつどの社会でも、つねにある程度はみられてきたと信じる」(同上, 189ページ)

こうして、スミスは個別の資本所有者の動機にそくして、安全を指標にして資本投下の自然的順序を導き出している^{ix}。われわれの解釈にとって重要なことは、第一に、彼が明確に利潤率の均等を前提にしていること、第二に、「必然性が命じるものごとの順序」と「人間の自然的性向」を分け、両者を統合して「資本投下の自然的順序」という概念を構成していることである。

スミスのいう「必然性が命じるものごとの順序」とは、「生活資料は、ものごとの性質上、便益品や奢侈品に優先するものであるから、前者を手に入れる産業は、後者に役立つ産業にたいし、必然的に優先するにちがいない。」という順序のことであり、「人間の自然的性向」とは個別の資本所有者・人間が利潤と安全性に左右されるということである。しかもスミスは、この「必然性が命じるものごとの順序」と「人間の自然的性向」の二つを同列においているわけではなく、「必然性が命じるものごとの順序は、……人間の自然的性向によって促進される」とし、前者を規定的要因とみているのである。つまり、人間の利己的行為が結果として全体の利益を形成するというばあい、人間の行為が規定的・絶対的条件なのではなく、それは、

「ものごとの順序」という人間個々の行為をはなれた自然的法則的な必然性の実現の主體的担い手もしくは法則実現の促進要因にすぎないのであり、「ものごとの順序」＝自然的法則そのものを創出・形成するというわけではないことに注意を喚起しておきたい。スミスは経済社会のありかたをすべて人間の自由な行為に委ねているわけではない。たとえ人間の自然的性向が自由に発揮されることが保証され、その自由競争を阻害する要因がなくても、人間の自然的性向自体のゆがみから、あるいはそれのおかれている制度的・客観的な状況の歪みから、自由な行為が自然の法則と合致しないばあいもありうるという、現実批判の枠組みがここで提示されていると言ってもいい^x。つまり、スミスは農業から製造業へという「ものごとの順序」・必然的経済秩序が、「人間の自然的性向」に媒介されて「資本投下の自然的順序」に結実すると考えているのであるが、この二つを分けることによって、すでにその中に両者の不一致の可能性を容認することになっているのである。「ものごとの順序」は普遍的なものであり、変化しないが、「人間の自然的性向」は制度的条件によってその発現が歪められたり、それ自体として変化するばあいがあり、それによって資本投下の自然的順序が実現する場合とゆがめられるばあいが生じる。農業→製造業→国内の卸売り運送業・小売商業→外国貿易という資本投下の順序、したがって経済発展の順序は、スミスにとって単なる歴史的事実でも人間の自然的性向に全面的に依存するものでもなく、自然的法則として実在し顕現すべきものとしてとらえられているのである。

⑧

資本投下の自然的順序をこのように理解した上で、第三編第二章以下の、封建制下のヨーロッパの経済発展のゆがみへの批判と第四編における重商主義批判をみるなら、その批判の基本的視座として、第二編第五章と第三編第一章の議論が次のように生かされていることを知る。

第三編で、スミスは、封建制下のヨーロッパ諸国の経済発展を阻害し歪

めた最大の要因として、封建的大土地所有制とそれに立脚する領主・地主層の恣意的支配をあげている。土地の占有者あるいは資本の所有者が、土地改良等の農業投資を行おうとする場合、封建的土地所有下では、借地期間の短さなど借地権の弱さ・不安定さがあり、投下資本の運用・回収が安全になされうるという保証を欠くのである。それが、農業への資本投下を妨げ、さらに、農業の発展に立脚した製造業の発展という、自然的な経済発展の実現を妨げたのである。したがって、ヨーロッパ諸国についていえば、土地への資本投下の安全度の高い順序で経済発展のテンポが高く、アメリカのように封建制度のなかったところではもっとも発展のテンポは高くなる、とスミスは指摘する。資本投下にかかわる人間の自然的性向は、封建制下では、資本所有の安全を欠いた農業への投資を避け、封建領主の支配から相対的に自立し、財産の安全を実現した都市の商工業への投資を優先させたのである。そのため、「ものごとの順序」としての「資本投下の自然的順序」は実現されなかったというのが第三編のスミスの主張である。

第四編になると、封建制の問題の上にさらに重商主義の問題がオーバーラップする。もちろん、これも国ごとに事情は異なる。市民革命によって封建制度が基本的に崩壊したイギリスについていえば、農業への資本投下の安全性は基本的に保証されている。フランスその他の国については、封建制の問題（資本投下の安全の問題）と重商主義のひきおこす問題が程度の差はあれ、同時に存在する。しかしスミスは、第四編では重商主義のひきおこす問題を封建制の問題と切り離して考察を進めている^{xi}。

そしてそこでは、資本投下にかかわる人間の自然的性向のうち、利潤率の問題が中心的にとりあげられる。第二編第五章で、スミスは資本投下を左右する個別的動機として利潤をあげていた。しかし、平均利潤が成立（「利潤が等しいか、ほぼ等しい」）するばあいには、利潤率は、農業か製造業か、あるいは国内商業か外国貿易かといった長期的資本投下の動向を規定する要因になりえない。第四編では、重商主義政策のため、自由競争が阻害され平均利潤率の成立しない世界がとりあげられる。重商主義政策が、

貿易業とそれにかかわる特定の製造業を保護・奨励すると、これらの分野では競争が阻害され、人為的な高利潤が保証され、固定される。かりに農業部面が製造業や貿易業以上に安全であっても、資本は、長期的・固定的な高い利潤率をもとめて製造業や貿易業に向かうことになり、農業には向かわない。したがって資本投下の自然的順序は実現されないことになる。この、人為的な高利潤に導かれる資本配分の歪みは、各国の経済発展を遅らせるのみならず、貿易への過度の依存をもたらし、貿易がうまくいかないばあいには各国民間に敵意を醸成し、紛争・戦争をひきおこす。重商主義は、封建制下のゆがんだ経済発展を前提として生じた人為的政策であり、その是正は商品経済の発展によって自動的にもたらされることはなく、人為的な制度の変更を必要とする。ちなみに、封建制については、スミスは、これを商品経済の発展によって次第に変革されていくものにとらえている。第三編でスミスは、領主・地主層が商品・貨幣経済にとりこまれて奢侈にふけり、貨幣とひきかえに土地・農民への支配力を喪失していくというかたちで、封建制度が崩壊していくことを明確に指摘している。さらに、農業と製造業との、したがって農村と都市との逆転した発展パターンのもとも次第に都市の「善政」(所有権の安全)が農村におよんでいくことが指摘されている。

スミスが第四編で主張するのは、重商主義政策の撤廃、したがって人為的な高利潤の撤廃である。それによって、平均利潤が実現されれば、安全性基準にもとづいた農業への資本投下が生じ、資本投下の自然的順序が実現されることになる^{xii}。

重商主義政策の中心は輸出の奨励と輸入の規制であるが、それは一般的な輸出奨励金制度や高関税政策からさらに個別的・具体的な特定の国との貿易制限や通商条約、植民地政策におよぶものであり、スミスはこれらの政策のそれぞれについて、それが資本の自然的な配分あるいは投下順序をゆがめることを指摘している。

⑨

貿易を制限したり奨励したり、また特定の商人・製造業者に独占権を与えるという重商主義の制度が撤廃されることは、必然的に自由貿易がおこなわれることを意味する。自由貿易のメリットについて、スミスは二つの異なる効果をあげている。一つは、資本投下の自然的順序が実現されるということである。先におこなった利潤と安全という資本投下にかかわる人間の自然的性向に関連させれば、人為的高利潤が廃され自由競争を通じて産業部門間で平均利潤が形成されるとともに、利潤率は長期・趨勢的な資本投下を導くものではなく、あとは安全が資本投下の優先順位を決定するものとなるからである。もう一つの効果は、自由貿易による国際分業の利益が実現されるというものである。小林昇によれば、これは先の資本投下の自然的順序の実現（産業の均衡）という論理と矛盾し、国際分業による産業構造の歪みをもたらすものとされる^{xiii}。たしかに、スミスは、自由貿易による海外市場の拡大は、国内の余剰生産物に販売先を与え、本来ならば国内市場で売れないためその価値を喪失するはずの生産物に価値が生じ、したがって、その生産が拡張可能となり、それにつれて分業の一層の発展と生産力の向上がもたらされるので、より多くの富が生産されるようになる、という議論を展開している。しかし、われわれは、この二つは矛盾するものではないと考える。

スミスは、貿易業を、あくまで国内の余剰生産物、すなわち国内の需要を満たした後、過剰となった生産物の交易と考えているのであるから、国内の産業の均衡を実現した後に貿易が展開するのである。産業均衡の成立、資本投下の自然的順序の成立と貿易は矛盾しない。産業均衡が実現した後の貿易が、特定の部門の海外市場を拡大し、それによって当該部門の国内比重を不均衡に大きくするのではないかという懸念については、次のように考えることができる。すなわち、スミスは総生産あるいは総消費にせめる貿易の比重を小さなものとみなしていることを考慮しなければならない。農業生産物についていえば、年平均の輸入量の年々の消費量にたいす

る割合は「一对五百七十をこえていない」（『諸国民の富』、岩波文庫第三分冊、66ページ）し、「国内で消費される穀物にたいする輸出される穀物の平均の割合は、三十一対一以上ではない」（同上、19ページ）。製造品の輸入については、相手国が生産に関してなんらかの自然的長所にもとづく優位、もしくは技術的優位をもつばあいに限られる。しかも、後者の技術的優位は、比較的容易に克服、キャッチ・アップできるものと考えられている。スミスのばあい、自由貿易が国内生産に与える影響は、「産業の均衡」をくずすようなものにはなりえないのである。

⑩

こうして、資本投下の自然的順序という批判基準をもちいて封建制度下の経済発展の問題点をあきらかにし重商主義政策の問題点をあきらかにしたスミスが逆照射する「自然的自由の体系」の下では、国際経済秩序も含む経済発展の姿はおおよそつぎのようなものになるであろう。

封建的大土地所有とそれに立脚する封建的支配によって農業生産への資本投下が妨げられていた状況がなくなり、かつ重商主義政策のもたらす貿易業・製造業の人為的高利潤がとりはられ、人々がその自然的性向に従って自由に活動するならば、農業に十分な資本投下がおこなわれることになる。生活必需品および製造業のための素材の供給が増えるため、それを基礎として国内向けの製造業、運送業、商業が発展する。やがて諸産業が国内の需要を満たした後、過剰な生産物を生むようになると、外国貿易による輸出が登場する。輸入はそれ以前でも存在するであろうが、それも含めて輸出入は一国の産業全体のバランスや国民生活全体に大きな影響をおよぼすものではない。

スミスはこの自然的自由の体制をイギリス一国についてだけ想定するのではなく、「諸国民」について可能なものとして描き出している^{xiv}。したがって、各国はそれぞれ産業の均衡を保って発展し、余剰部分についてのみ貿易関係を取りむすぶので、かりに貿易が成功しなくても、それは各国間

の平和を脅かすものとはならないのであり、その意味で、貿易は各国間の「友好と親善のかけはし」となる。

スミスは、一国ごとの均衡のとれた健全な産業構造を前提として国際経済の編成を構想しているのであり、その主張の根底には「資本投下の自然的順序」という経済発展の自然法則とでもいうべきものが据えられ、人間の自然的性向が封建制や重商主義といった体制・制度によって妨げられることがなければ、おのずとこの法則が実現されるという論理を展開するのである。

資本投下にかかわる人間の自然的性向の中心には資本所有の安全と利潤がおかれるが、それだけにとどまるのではなく、「農村の美しさ、田園生活の楽しさ、それが約束する心の平穏、そして人間の諸法の不正義が妨げないかぎり田園生活が実際に提供する心の安らぎ」、 「原初の仕事（農業一引用者）への偏愛」（『諸国民の富』、岩波文庫第三分冊、186ページ）といったことも、資本投下を左右する利潤や安全への顧慮と並んで、人間の自然的性向の周辺部に位置付けられるのである。かつ、重要なことは、スミスが経済発展の究極の根拠を人間の自然的性向＝資本の安全と利潤を追求する利己的行為にもとめるのではなく、「ものごとの順序」という客観的な経済発展の法則を措定し、そこから制度および人間の行為そのものの是非を議論できる視点を保持しているということである。

⑪

以上のような筆者のスミス経済学体系の理解からすると、田島の議論について次のような点が指摘されなければならないと思われる

A 第一に、分業・交換を正義の徳に関連させ、資本投下の自然的順序を慎慮の徳（勤勉と節約）に関連付けるという二分法の問題である。分業の発生をスミスは利己心と交換性向に関連付けて説明しており、正義の徳だけでは分業そのものが生じない。また、ひるがえって資本投下の自然的

順序を考えるばあいも、資本の安全すなわち所有の安全という正義が一般的に前提となっていることが見落とされてはならない。さらに第三篇でのスミスの封建制批判は、都市で勝ち取られた善政（財産所有の安全）が農村においては、大土地所有のためになかなか実現されなかったことが、農業の発展が遅れた原因であることを指摘し批判することに焦点があてられている。まさに所有の安全＝正義の徳の実現がここでは問題となっているのである。資本投下の自然的順序は慎慮の徳のみで説明されるものではない。

B 資本投下の自然的順序の実現にかかわる慎慮の徳として、勤勉と節約が挙げられているが、これは資本蓄積にかかわるものとしては理解できるとしても農業への投資を個人に促し選択させる根拠にはならない。だからこそ田島は、マナーズを追加せざるを得ないのかもしれない。マナーズを田島は、「資本投下の自然的順序を支える主体的根拠として『生活態度』」（田島、3ページ）であるとしている。より詳しくは、「秩序（慣行、習慣、道徳性の一般的諸規則、法秩序、支配秩序）を行為の準則とし、第一義的に正義の法の顧慮を行為のチャンスとする、国内への資本投下に傾斜した（慎慮を義務の感覚とした）国民経済形成（資本投下の自然的順序）に適合的な生活態度を意味する」（田島27ページ）と説明している。そして、「経済学の生誕派」のスミス経済学理解が、「正義の法という制度的枠組みで、資本投下、労働移動が自由に行われれば、結果として社会全体の富裕化が実現され、配分的正義も…実現するというもの」であるのに対置して、田島は、「倫理学（生活態度論）→国民国家と法秩序→国民精神に支えられた資本投下の階層性→富裕化」にスミス経済学の核心を見出す。

しかし、生活態度や国民精神と資本投下の順序の関係は定義として示されるだけでその根拠は不明のままである。利潤率だけでは資本投下の階層性は説明できないという田島の主張は容認できるが、その先に安全性への顧慮を利潤とならぶ投資決定原理として認識しなかったことに問題があ

り、そのため、マナーズを資本投下の階層性の説明根拠としなければならないことになったのであろう。一体、「国内への資本投下に傾斜した……国民経済形成に適合的な生活態度」というものが、基本的には利己的な、資本を投下する人間の心理としてどのように形成されるのであろうか。ナショナリズムのような、経済的論理を超えるものであろうか。

筆者の解釈では、『諸国民の富』は第一篇から第四編まで正義の法を前提とした利己心の原理もしくは慎慮の徳の原理に貫かれていると考えられるのであり、分業・交換論を正義の徳、資本蓄積・投下論を慎慮の徳というように二分することはできない。資本投下の自然的順序を説明するばあいも、基本的には、安全かつ有利な資本の投下局面をもとめるという行為は慎慮の徳に合致するものであって、だからこそ、封建制下では農業への資本投下が避けられ、重商主義のもとでは有利な外国貿易に資本が投下されるのである。こうした「ものごとの順序」に反する資本運用も慎慮の徳に合致している。したがって、慎慮の徳だけでは資本投下の自然的順序は決定できない。慎慮の徳に加えて正義の法（所有の安全と自由な運用）がなければならないのである。「人間の自然的性向」は、資本投下に関してアプリオリに農業もしくは国内を優先するようにはなりえない。田島は、「人間の自然的性向」に倫理学を持ち込み、これを国民経済形成というマクロの利益に沿う投資態度＝「国民精神」に昇華しているが、それには無理があるし、その必要もないと思われる。「利潤率が等しいばあい、たいていの人は自分たちの資本を製造業または外国貿易に使用するよりも、むしろ土地の改良や耕作に使用する方を選ぶであろう」（『諸国民の富』第三篇、岩波文庫、第二分冊、185ページ）という先にも引用したスミスの文言を、田島は、利潤率が等しければ、投資は通常なら無差別になるはずなのに、つまり階層性をもたないはずなのに、スミスが「たいていの人は…資本を製造業または外国貿易に使用するよりも、むしろ土地の改良や耕作に使用する方を選ぶであろう」、としているところから、階層性を説明する論理を国民精神に求めたのであろう。しかし、スミスの資本蓄積論は、正義と自

由という制度的条件と利潤率と安全という主体側の選択肢の組み合わせで説明されるものである。その際、利潤率は資本相互の競争によって均等化することが想定でき、また資本所有の法的安全も確保できるとして、資本運用上のリスク・安全性は均等化できないということが大切である。封建制下のように、農業部に資本所有の安全という条件がないばあい、資本はかりに利潤率が均等であっても農業への投資を避け、都市の商工業に集中する。封建制が崩壊し近代市民政府のもとで資本所有の安全がすべての資本投下分野で法的に保証されていても、投下資本の運用上の安全性は不均等であり、本来は農業が一番安全であるから、利潤率が均等なら農業分野に資本が投じられるはずである。重商主義政策は、外国貿易関連の産業の利潤率を法によって人為的に高いものにするため、資本は国内農業の安全性よりも、高い利潤に惹かれて貿易分野に集中する。やはり農業には資本が向かわないのである。このばあい、重商主義による人為的高利潤の保証を撤廃し、自由競争と平均利潤率を実現すれば、資本は、同じ利潤率ならより運用上の安全が確保できる農業に向かうことになる。先のスミスの引用文は、この最後のケースを指している。スミスは、封建制の廃止＝財産の安全の確立と重商主義の廃止＝自由な資本投下を歪める人為的高利潤の廃止さえ行われれば、どの国民でも自然的自由の体系の下での経済発展を達成できるものとして彼の資本蓄積論を構成している。それは、第四編第九章で、スミスが農業国の経済発展について論じているところからも明らかである。

C 田島がマナーズ、「国民精神」を登場させるもう一つの、あるいはより根本的な理由は、スミスの資本投下論を初期資本主義もしくは産業革命以前の外延的蓄積の論理と解釈することに関連していると思われる。これは、資本が農業→製造業→商業→外国貿易の順に投下されるという特定の構造をもった資本蓄積の型であり、この特殊な型のもとでは賃金主導型の外延的蓄積が進行し、賃金と地代所得が上昇し利潤所得は低落していく。

これは、産業革命後の賃金固定、投資主導型の蓄積の型とは異なるものとされる。この初期資本主義（農業資本主義）の形成は、利潤率のみを指標にして投資が行われるという一般的な議論では説明できないため、マナーズという、人々の資本投下に際しての特定の指向が指定されなければならないのである。しかし、農業あるいは第一次産業を基盤とした経済発展が進行するということと、技術発展を伴わない外延的蓄積とはかならずしも同義ではない。今日と比較して、産業革命以前の18世紀の資本蓄積を外延的と呼ぶことは可能かも知れないが、スミス自身はその分業論で、生産性の著しい向上を主張しており、それを一概に外延的發展と呼ぶことは、妥当でない。また、賃金主導型蓄積というものも妥当性を欠く。資本形成（蓄積）に関してスミスは、貧民とも呼んでいる国民の大部分（大衆）の賃金にその原資を求めているとは思えないし、需要要因としての高賃金に蓄積をリードさせる役割も割り当てていない。スミスの資本蓄積論を国民経済形成期の資本主義に限定し、相対化することは、スミス蓄積論の今日的意義の発掘を妨げるのではないかと思う。筆者は、スミスの蓄積論を内発的發展モデルとして評価するが、そのためにはできるだけその特殊性を限定した形でとらえることが必要だと考える。先にみたように、スミスの第三篇第一章における資本投下の自然的順序に関する説明は、明らかに資本所有の安全もしくは投資のリスクへの顧慮という、一般的な正義と慎慮の徳に属する要因のみに依拠しており、スミス自身はこれを一般的・普遍的な蓄積の型として指定しているし、また、それは今日でも資源や環境、人間生活と調和した経済発展の型として普遍性を持ち、人為の制度的条件を変更すれば、ある程度よみがえる可能性をもつものである。

田島の意図は、資本投下の自然的順序と資本蓄積の特定の型を初期資本主義に限定し、その後の経済発展の過程で、初期資本主義の蓄積の型を支えた主体的根拠＝マナーズが腐敗・無効化していくことを指摘し、スミスの『道徳的諸感情の理論』改訂の理由をそこに見出していると思われるが、本小論ではその検討までは踏み込まない。

-
- i 田島慶吾『アダム・スミスの制度主義経済学』、ミネルヴァ書房、2003年（以下、本書からの引用は、本文中に、田島、〇〇ページと記す。）
- ii 本小論の中核となる「資本投下の自然的順序」に関して、筆者はすでに「アダム・スミスの『資本投下の自然的順序』論と自由貿易論」（雑誌『経済』、新日本出版社、2007年1月号）で基本的な構想を発表しているが、本小論では、いくつかの論点を見直すとともに、そこでは十分検討できなかった田島慶吾の労作の中核である彼の「資本投下の自然的順序」についての議論と対比することで旧稿の不十分さを補うつもりである。
- iii スミスは、小売商や卸売商の商品購買資金については、それが生産資本や他の商人の事業を続行できるようにするもの、と適切に指摘しているが、小売商人自身の労働は生産的労働として価値を生むものとしている。卸売り商人のばあいには、その資本が雇用する船員や運送人の労働を生産的労働とし、卸売り商人自身は生産的労働をおこなうものとはされていない。
- iv なお、田島慶吾は、スミスの論理を全面的に擁護し、そこに問題があるとはみない立場から概ね次のような議論を展開している。「農業部門、製造業部門、商業部門、外国貿易部門において、この順で等額の資本が雇用する労働者の数が多いとすれば、……農業部門においては資本一労働比率が最小（ついで、製造業→商業→外国貿易）であるので、等額の資本投下によって生み出される生産的労働者の雇用量が最大（実質賃金率は同一であるとして）となる。」しかも、「社会全体の純生産物の中で、農業部門における純生産物が最大である」から、純生産物＝剰余からの蓄積（資本と収入との割合）が所与であるとすれば、「この部門が最大の労働者の雇用量をもたらすことは明らかである」。スミスは「生産的労働者の直接的雇を増加させるか否かによって、資本投下の階層性を論じているのである。この論理は首尾一貫しており、決して「弱い環」などではない」（田島慶吾『アダム・スミスの制度主義経済学』、ミネルヴァ書房、2003年、203-204ページ）。マルクスの用語でいえば、農業では資本の有機的構成が低いということになるが、第一の問題は、田島も認めるように、スミス経済学では不変資本、可変資本の区別はなく、不変資本中の固定資本も考慮されない。資本はすべて雇用もしくは原材料費として捉えられる。したがって、資本労働比率の差異は原材料費と人件費の比率となるが、そこから、農業がもっとも資本一労働比率が高いということを当然のこととして導き出すことができるであろうか。第二に、仮に農業の資本一労働比率が高く、したがって多くの純生産物（剰余価値）を生産するとしても、それは価値レベルのことで

あり、平均利潤が形成される価格レベルでは個別資本の投資を左右する要因にはなりえない。スミスは、第三篇第一章で、平均利潤を前提として資本投下の自然的順序を論じている。さらに、スミスは、「農業に使用される資本は、製造業に使用されるどのような資本よりも多量の生産的労働者を活動させるばかりか、それが雇用する生産的労働の量に対する割合においても、……その住民の実質的富と収入とに、はるかに多くの価値を付加する」(『諸国民の富』、岩波文庫第二分冊、164ページ、下線は筆者)として、農業では資本一労働比率が低いというだけでなく、マルクスのいう剰余価値率が高いということも指摘しているのであるが、その根拠は提示されていない。総じて、スミスが第二篇第五章で行おうとしたのは、四つの資本投下分野のもつ意義を確定しそのなかで特に農業分野が優先されることが社会にとって有利である、ということを手を主張することであるが、その意図と結論には賛成できるとしても、証明としては成功しているとは評価しがたい。農業が優先されるべきことは、むしろ第三篇第一章で展開される農業と製造業の素材の優先順位の議論で十分ではないかと思われる。

- v 旧稿「アダム・スミスの自由貿易論」(『法政大学教養部紀要』117, 118合併号, 2001年2月)でもこの区別をしていない。田島慶吾も、これをほとんど区別しない。「スミスは第二編第五章『資本のさまざまな用途について』で、『資本投下の自然的順序』つまり、『資本投下の階層性の論理』を論じた。これは、『等額の資本が活動させうる労働の量』(……略一引用者)を基準として、農業→製造業→国内商業(卸業)→国内商業(小売業)→外国商業へと資本は投下さるべし、としたものである。」(田島慶吾『アダム・スミスの制度主義経済学』ミネルヴァ書房, 2003年, 201ページ)としている。しかしスミスは、第二編第五章では、一定の資本投下の順序を当然に予想させるような論理を展開しつつも、「投下さるべし」というかたちで定式化してはいない。
- vi 小林昇『国富論体系の成立』未来社, 1973年, 196ページ)
- vii 大森郁夫「アダム・スミスの産業構造論と歴史批判序説」(小林昇編『資本主義世界の経済政策思想』昭和堂, 1988年, 所収, 96-7ページ), 羽鳥卓也『「国富論」研究』未来社, 1990年, 211-2ページ, など。
- viii 本文中に指摘した第二の解釈のばあいは、素材部門の発展の上に製造業が形成されてくるという歴史的過程の問題としてスミスを理解しようとするのである。われわれの理解は、スミスが、これを同時的な再生産のあり方としても普遍的なものであると考えていたと理解する。さらにわれわれは、スミスが、基本的にこれを一国レベルで構想していたと理解する。

- ix 田島慶吾は、「資本投下の自然的順序」論を『諸国民の富』の主題であるとし、かつ、その自然的順序を支えるものは、資本投下者の利己心（利潤率を動機とするような）ではなく、資本投下の自然的順序（したがって国民経済形成）に適合的な生活態度すなわちマナーズ（manners）をもった主体の存在であるとする。（同氏、『アダム・スミスの制度主義経済学』ミネルヴァ書房、2003年、24-28ページ）。われわれは、資本投下の自然的順序論自体はマナーズという倫理にまでさかのぼる必要はなく、安全への配慮といういわば利己心の発露によって導かれるものと考ええる。その上で、客観的・制度的条件の変化が生じたときに、自然的順序が攪乱される可能性について考えたいと思う。
- x 田中正司は、これをスミスの『道徳的諸感情の理論』第六版六部の改定問題とかかわらせて自然のロゴス論として指摘している。田中は、この「改定」が、「自然のロゴスが見えないままに善悪無差別の自由に走る人間の活動のうちにロゴスの実現をみていた『国富論』の『自然的自由の体系』の事実上の自己否定を意味するものに他ならない」とし、改定によってスミスがその本来の自然的自由論、すなわち「自由主義というより自然主義というべきもので、自然の原理に従って生きることのうちに自然の摂理（ロゴス）の実現をみる」という立場に立ち戻ったとする（田中正司『アダム・スミスと現代』御茶ノ水書房、2000年、203ページ）。しかし、スミスは、すでに資本投下の自然的順序論において、田中のいう自然のロゴスの規定性をみとめ、人間の自然的性向・利己的な安全と利潤追求に優先させている。たしかに、スミスが、重商主義という人為の制度が取り去られれば人間の自然的性向が自然のロゴス＝法則を実現するものと見ている点は否めないが、自然の法則・ロゴスが規定的なものとしておかれていることは、注目しなければならない。
- xi 内田義彦は、封建的土地所有によってもたらされた「ゆがんだ脆弱な市場構造のうえでこそ、これらのマーカンティリズムの統制が必然となってくる」ことを中心的に問題とし、四編の重商主義批判の課題は、この封建的「基盤そのものの破砕」にあるとされる。（同氏、『経済学の生誕』未来社、1962年、145-7ページ）。第三編、第四編を統合してとらえるとき、またスミスの直面していたヨーロッパの現状を考えると、氏の指摘は正当である。しかし、第四編でのスミスの議論が、重商主義諸政策そのものもたらす資本配分のゆがみの批判にあてられており、それは必ずしも封建的基盤の破砕を中心的課題とするものではない。
- xii ただし、スミスはF.ケネーの重農主義を批判するにあたって、「ある程度不

公平で抑圧的な経済政策の悪結果」は、「富と繁栄に向けてある国民の自然的な進歩を多少なりともおくらせることは疑いないにしても、かならずしもつねにまったく停止させうるとは限らないし、ましてそれを後退させうるものではない」と重商主義のもとでも「各人が自分の状態を改善しようとして、たえず行っている自然の努力」（以上の三つの引用は、3. 317ページ）が一定の経済発展をもたらし、長期的には自然の法則が貫徹することを容認する。

xiii 小林昇，前掲，223－228ページ。

xiv 前掲，屋嘉宗彦「アダム・スミスの自由貿易論」，25-27ページ参照。スミスは，重商主義政策の批判的検討につづけて，重農学派の検討をおこない，その紹介のなかで自由貿易を通して農業国が発展するということを描き出し，これをただしいものと肯定している。スミス『国富論』第四編第九章，（岩波文庫，第三分冊，310－314ページ，および324ページ）参照。

On Capital Investment Theory of Adam Smith

Munehiko YAKA

《Abstract》

Recently, the discussion how to understand Adam Smith's economics has proceeded in connection with Smith's moral philosophy. For all these discussion, it is difficult to say that we have enough progress in our understanding of Smith's theoretical system of economics as a whole. This paper concerned Smith's capital investment theory. I will state my opinion by criticizing Tajima Keigo who tells that specific ethical behavior of people make the natural order of investment. Moreover, Tajima says it is peculiar to the early capitalism of Britain. I am opposite to this Tajima's understandings. I will suggest that Smith's investment theory is based on a more general principle of self-interest and can be applied also at the present age.